

建築工事等に係る数量公開の実施に関するお知らせ

建設部建築課において発注する、建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）における数量公開を実施します。概要は次のとおりです。

1 目的

発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的とします。

2 数量公開

建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）における数量公開は、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものの（以下「数量書」という。）を、参考資料として公開、提供します。

3 対象工事

原則として、建設部建築課において発注する、設計金額が500万円（税込）を超える競争入札に付す建築工事、建築設備工事の各工事とします。

ただし、解体工事は除きます。

4 数量書の範囲

数量書は、原則として全数量を公開範囲とします。ただし、軽微なもの及び任意仮設に係わるものについては除きます。

5 数量書の取り扱い

数量書は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱います。

また、数量書における数量は、工事請負契約書第3条に定める請負代金内訳書の内容その他の契約内容を拘束しないものとします。

6 数量書の公開方法等

数量書の公開時期は、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書（以下「設計図面等」という。）の閲覧及び複写と同時とし、書面により公開します。

公開書面：「数量公開の説明書」、「数量書」

また、提供方法については、設計図面等の閲覧及び複写と同一の手法によることとします。手続きの詳細は、「数量公開の説明書」に明記します。

7 実施期日

平成23年1月11日以降に公告または指名通知を行うものから適用します。